

農林水産省委託事業

「令和3年度輸出環境整備推進委託事業
(中華人民共和国の輸入規制に対応するための体制整備実証調査事業)」

中国向け輸出食品の 製造等企業登録 について

～中国の新規定と登録手続き～

1

中国向け
輸出食品に係る
新たな規定
について

(2022.1.1施行予定)

2

新規定で
求められること

対象の企業

対象の品目

CONTENTS

中国政府への
登録方法

3

4

農林水産省の
システムを用いた
登録手続き

1

中国向け輸出食品の 製造等企業登録に係る 規制への対応について

中国政府は、令和3年4月12日に、輸入される食品の製造等を行った企業の登録を求める「輸入食品海外製造企業登録管理規定」（税関総署令第248号）（以下、「新規定」という。）を交布しました。施行予定は2022年1月1日となっています。

当該新規定によると、特定の品目について、製造等を行った企業を日本政府が中国政府に登録することが求められています。また、その他の品目については、企業自らが中国当局へ登録することが求められています。

中華人民共和国輸入食品海外製造企業登録管理規定(税関総署令第248号)抜粋

第一章 総則

第1条 輸入食品海外製造企業の登録管理を強化するため、「中華人民共和国食品安全法」及びその実施条例、「中華人民共和国輸出入商品検査法」及びその実施条例、「中華人民共和国輸出入動植物検査法」及びその実施条例、「食品等の製品の安全監督管理強化に関する国務院の特別規定」等の法律、行政法規の規定に基づき、本規定を制定する。

第2条 中国国内向けに食品を輸出する海外製造、加工、貯蔵企業以下、「輸入食品海外製造企業」というの登録管理に本規定を適用する。

前項に定める輸入食品海外製造企業には、食品添加物、食品関連製品の製造、加工、貯蔵企業を含まない。

第3条 税関総署は、輸入食品海外製造企業の登録管理業務について統一的責任を負う。

第4条 輸入食品海外製造企業は、税関総署の登録を受けなければならない。

第二章 登録条件及び手続

第5条 輸入食品海外製造企業登録の条件は、次のとおりである。

- (一) 所在国地域の食品安全管理体系が、税関総署の同等性評価、審査に合格している。
- (二) 所在国地域主管当局による承認を経て設立

され、その有効な監督管理下にある。

- (三) 有効な食品安全衛生管理・防御体系が確立されており、所在国地域において合法に製造及び輸出を行い、中国国内向けに輸出する食品が中国の関連法律法規及び食品安全国家基準に適合するよう保証できる。
- (四) 税関総署と所在国地域の主管当局が協議の上で定めた関連の検査検疫要件に適合する。

第6条 輸入食品海外製造企業の登録方式には、所在国地域の主管当局による推薦登録と企業による申請登録がある。

税関総署は、食品の原材料の供給元、製造加工工程、過去の食品安全データ、消費者群、食用方式等の要素分析に基づき、国際慣例を踏まえ、輸入食品海外製造企業の登録方法と申請資料を確定する。

リスク分析を経た又は何らかの食品のリスクに変化が生じていることを示す根拠を有する場合、税関総署は、対応する食品の海外製造企業の登録方式と申請資料について調整を行うことができる。

仮訳：日本貿易振興機構（ジェトロ）、利用に当たっては原文をご確認ください。

新規定で求められること

対象の企業

対象の品目

1 対象となる企業[※]

中国国内向けに食品を輸出する製造、加工、貯蔵企業
 （食品添加物、食品関連製品の製造、加工、貯蔵企業は除く）

※施設ごとの登録が必要です

2

日本政府による中国政府への 企業登録が求められている品目

（カッコ内は中国語原文）

- (ア) 肉及び肉製品（肉与肉制品）^{注1} (イ) ケーシング（肠衣）^{注1}
- (ウ) 水産物（水产品）^{注2} (エ) 乳製品（乳品）^{注1}
- (オ) ツバメの巣及びツバメの巣製品（燕窝与燕窝制品）
- (カ) ミツバチ製品（蜂产品）
- (キ) 卵及び卵製品（蛋与蛋制品）^{注1}
- (ク) 食用油脂及び搾油原料（食用油脂和油料）
- (ケ) 餡入り小麦粉製品（包馅面食） (コ) 食用穀類（食用谷物）
- (サ) 穀類製粉工業製品及び麦芽（谷物制粉工业产品和麦芽）
- (シ) 生鮮及び乾燥野菜並びに乾燥豆類（保鲜和脱水蔬菜以及干豆）
- (ス) 調味料（调味料）
- (セ) 堅果及び種子類（坚果与籽类） (ソ) ドライフルーツ（干果）
- (タ) 未焙煎の珈琲豆及びカカオ豆（未烘焙的咖啡豆与可可豆）
- (チ) 特別用途食品（特殊膳食食品） (ツ) 保健食品（保健食品）。

注1：動物検疫等の問題により、輸出できません。

注2：水産物については地方厚生局が登録窓口となります。

既に厚生労働省に資料を提出し、点検を受けている施設は登録不要です。

3

企業自ら中国政府に 登録が求められる取扱品目

上記（2）以外の食品

3

農林水産省による 中国政府への企業登録

中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱をご参照ください。
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china

I 必要な書類 ①②③④

① 次のいずれかの書類

- ・食品衛生法に基づく営業許可証（有効なものに限る）
- ・食品衛生法に基づく営業届出を行ったことを示す書類（食品衛生申請等システム上の営業届出情報閲覧画面（ブラウザ印刷機能にて印刷））
- ・条例に基づく営業許可証（有効なものに限る）
- ・条例に基づく届出書の写し

② 食品衛生監視票の写し

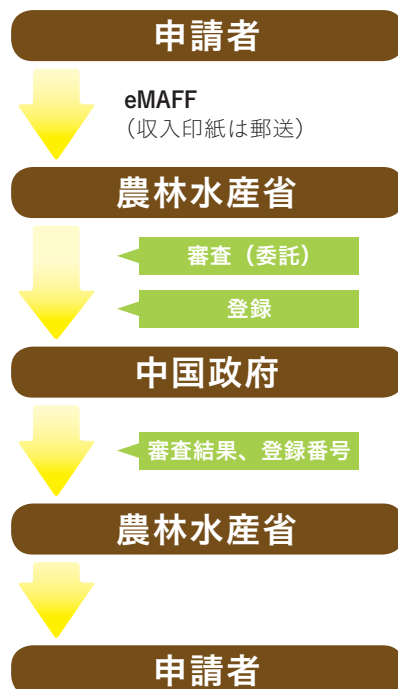
- ・許可業種は有効期間の1年前からのものに限る
- ・届出業種は直近の監視の際に交付されたものに限る

③ 登録手数料（10,400円）分の収入印紙

④ 申請書（eMAFFにて入力）

※中国当局からその他、企業の工場、製造ライン、冷凍・冷蔵庫の平面図、工程フローチャート等の企業の食品安全衛生体系に係る文書の提出を求められることがあります。

2 手続きの流れ



3 中国への登録時期

8月中旬 受付開始

10月末 取りまとめ

(2021年1月1日の施行に間に合わせる場合)

⇒中国へ登録

以降は、適宜、取りまとめ、登録いたします

4 その他

中国政府の審査により登録された場合は、登録番号が公布されます。

中国へ輸出する食品の包装（内装及び外装）に登録番号を記載する必要があります。

登録の有効期限は5年です。（登録を延長する場合は、登録期間が満了する前の3～6か月以内に登録延長申請を行う必要があります）

Q1 今回の中国の規制は日本に対するものですか。

A 今回の中国の規定は、全世界に対して輸入規制を強化するものとなっています。

Q2 中国の規制強化に当たって、日本政府の対応はどのようになっていますか？

A 農林水産省では中国政府からの情報収集に努めており、輸出企業の登録を進めるため、農林水産省の共通申請サービス（eMAFF）を利用して企業のリストを作成します。

Q3 香港、マカオへの輸出について、製造企業の登録は必要ですか。

A 手続きは不要です。

Q4 日本で二次加工して中国に輸出している場合も登録が必要ですか？

A 登録対象は日本政府の管轄下にある施設なので、二次加工している施設が対象となります。

Q5 貯蔵の範囲はどこまでですか？

A 現在、中国へ確認中です。農林水産省としては常温の場合、登録不要と考えてはおります。新しい情報が入手できましたらHP等によりお知らせします。

Q6 水産食品は別に登録していますが、再登録が必要ですか？

A 水産物については地方厚生局が登録窓口となります。既に厚生労働省に資料を提出し、点検を受けている施設は登録不要です。

Q7 当社の商品は農林水産省登録の対象となりますか。

A 具体的な商品が対象となるかどうかについては、輸入業者等を通じて中国政府へ確認した上で、申請してください。新しい情報が入手できましたらHP等によりお知らせします。

Q8 日本酒は対象ですか

A 企業自らが中国当局へ登録する対象となります。

Q9 新規定に「肉及び肉製品」とありますが、輸出可能なのですか？

A 肉は動物検疫等の問題により、輸出できません。

Q10 加工食品の中間原料である油脂加工品については企業登録が必要ですか？

A 油脂加工品を中国へ輸出している場合は、登録が必要です。

Q11 食品衛生監視票を持っていません。どのようにすれば入手可能ですか？

A 最寄りの保健所で交付を受けてください。施設への立入検査等が必要になることがあります。

Q12 直近の食品衛生監視票とは、期限はありますか？

A 許可業種については有効期間の1年前からのものが対象です。届出業種については期限は特に決めていません。

4

農林水産省の 登録システムを利用

中国への登録が必要な
施設の事業者*ごとに
gBizIDを取得して
申請してください

※p7のQ1参照

STEP 1

gBizIDの取得

詳細なマニュアルはこちら▶ <https://gbiz-id.go.jp/top/>

- 農林水産省共通申請サービスは複数の行政サービスを1つのアカウントにより、利用することのできる認証システム「gBizID」の登録が必要です。

注) 今回必要なアカウントの種類は「プライム」です

STEP 2

gBizIDでログイン

詳細なマニュアルはこちら▶ <https://gbiz-id.go.jp/oauth/login>

- 取得したgBizIDで農林水産省共通申請サービスにログインします。
- 初回ログイン時に、利用規約に合意していただく必要があります。

STEP 3

農林水産省共通申請サービス (eMAFF) を利用する

詳細なマニュアルはこちら▶ <https://e.maff.go.jp/Manual>

- 中国向け輸出農林水産物・食品施設認定の操作マニュアルを参照の上、申請を行ってください。

STEP 4

収入印紙の郵送

<送付先>

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 輸出・国際局輸出支援課

中国向け輸出農林水産物・食品施設認定申請 係



誰がgBizIDを取得して申請を行うのですか？



施設の設置者又は管理者である営業者（営業許可証の氏名又は届出所の氏名に一致）が当該許可を受けた又は届出した施設と対応している施設を申請できます。当該営業者（代表者）においてgBizIDプライムを取得し、申請してください。同じ者が複数施設の申請をすることについては、1営業者が複数の施設を管理している場合（1営業者が複数の施設の営業許可を受け又は届出を行っている場合）に可能です。ただし、1つの申請につき、1施設の申請に限ります。実際に作業される担当者がgBizIDプライムを取得した営業者（代表者）と異なる場合、担当者はgBizIDプライムのマイページ内で作成するgBizIDメンバーIDを取得する必要があります。



中間業者の代理申請は可能ですか？



代理申請は可能です。代理申請の場合も申請者（施設の設置者又は管理者）と申請代行者の双方でgBizIDプライムを作成した上でeMAFF上必要な設定を行う必要があります（マニュアルp148～p162参照）。なお、代理申請を委託するための契約等については、別途申請者と申請代行者との間で事前に行ってください。



卸や商社の登録は必要ですか？



登録対象は食品の製造加工等の施設なので登録は不要です。製造加工等の施設の代理申請をする場合は、IDを取得する必要があります。



輸出者が代行して一括で登録ができるのですか。 ないしは製造者個別の登録が必要ですか？



代理で申請することは可能（1申請で1施設の申請が可能）です。代理申請の場合も申請者（施設の設置者又は管理者）と申請代行者の双方でgBizIDプライムを作成した上でeMAFF上必要な設定を行う必要があります（マニュアルp148～p162参照）。なお、代理申請を委託するための契約等については、別途申請者と申請代行者との間で事前に行ってください。

お問い合わせ窓口

農林水産省では新規定への対応のため、
専用窓口を設け、食品事業者の皆様の申請手続きに対応いたします

中国向け輸出食品の製造等企業登録の制度に 関するお問い合わせ

専用窓口(委託先): 公益社団法人日本食品衛生協会 公益事業部

TEL 03-6384-5117

メールアドレス nshoku-se@jfha.or.jp

(受付時間 9:00 ~ 17:00、土日祝祭日を除く)

eMAFFの 使用方法・操作に 関するお問い合わせ

Webフォーム、メール、お電話で共通申請サービスのシステムに関するお問い合わせをすることができます。

(1) Webフォームでのお問い合わせ

eMAFF画面上部のメニューから「お問い合わせ」を押下すると、お問い合わせ一覧が表示されますので、「新規」ボタンを押下し必要事項、お問い合わせ内容等をご入力ください。

(2) メールでのお問い合わせ

<農林水産省共通申請サービス問合せ窓口>
メールアドレス system-helpdesk@emaff-ks.jp

(3) お電話でのお問い合わせ

<農林水産省共通申請サービス問合せ窓口>

TEL 0570-550-410 (ナビダイヤル)


※お電話の場合、通話料はお客様負担となります。

お電話の受付時間

平日9:30~17:30 (土日祝日・年末年始を除く)

eMAFFでの申請に 関するお問い合わせ

「申請書の編集」画面で、申請の提出先に、申請内容に関するお問い合わせをすることができます。

- 1 「申請情報一覧」画面に表示されている申請情報の中から、お問い合わせをする申請情報の右端の「」ボタンを押下します。
- 2 「申請書の編集」画面が表示されたら、「お問い合わせ」タブを押下します。
- 3 お問い合わせの内容が表示されます。新規のお問い合わせをする場合、「お問い合わせ作成」ボタンを押下します。
お問い合わせ先は「食料産業局 輸出先国規制対策課」(「輸出・国際局 輸出支援課」の旧組織名)で問題ありません。令和3年10月までは旧組織名で表示されます。
- 4 審査組織から回答が返信されると、ポータル画面の通知に「申請照会回答通知」が届きます。